

地域計画

策定年月日	令和7年3月17日
更新年月日	令和 年 月 日 (第 回)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	南丹市 262137
地域名 (地域内農業集落名)	美山町大野地域 (岩江戸、小湊、向山、檜原、音海、川谷、大野、萱野、脇谷)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	74.4 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	72.4 ha
② 田の面積	69.4 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	5 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	3.1 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	54.1 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・高齢化が急速に進み、米作等に取り組む地域内の農業者は減少し、外部の担い手による作付けが増えている。
 ・山林に接している農地が多く、獣害による耕作意欲の低下もあり、今後さらに耕作放棄地、遊休農地が増加することは明らかであり、こういった状況のもと持続的農地維持・管理・利用を図るため新規就農者含め耕作者の確保が課題である。
 ・離農等により将来農地の適切な利用が困難になることが懸念されるため、自作農家や担い手農家、集落営農組織等が連携し、相互理解のもと計画的な農地利用の仕組みを構築していく必要があり、地域での話し合い等による自己所有農地意識から集落所有農地意識への変革が求められる。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・稲作を中心に栽培することになると思われるが、黒豆やそばの栽培に今後着目していきたい。
 ・担い手の農業経営に配慮しながら、集落内の農地を作物毎にブロック分けし、ブロックローテーション農業を行えるよう集積・集約化を実施し、AIやスマート農業の導入による効率・省力化を図る。
 ・金網フェンス等の設置による獣害対策を実施し、水路・農道などの維持管理を利用できる補助金を活用しながら進めて行く。
 ・地域外からの就農希望者にむけて農業経営が行いやすいよう条件やルールを整備し、住民・担い手が一体となって農地を利用し、維持管理する体制の構築を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積・集約を基本として進めるが、借り受けることが困難な農地については話し合いにより農地を守る体制、また、栽培作物の転換なども視野に入れて考えていく。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	27	%	将来の目標とする集積率
			50 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・農地中間管理機構を活用し、担い手への集積を基本として取組んでいく。集約化に関しては、担い手間の話し合いや地域の集会でしっかりと話をし検討していきたい。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・農地中間管理機構を積極的に活用し、認定農業者や新規就農者、農業関係法人を中心に集積し、団地面積の拡大を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・担い手の経営意向を踏まえつつ、農地中間管理を活用して集積を進めるとともに、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組
・現状取り組み予定なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・Uターンされた農家の後継者や空き家を購入された移住者に農地を斡旋し、新たな農業者として農地を守る担い手となってもらう等定着まで切れ目のない相談・確保・育成等の取り組みを展開していきたい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・活用できる農業支援サービスがあれば積極的な活用を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①防護柵の新設や設置済みの柵等の維持・補修に努め、猟友会等関係機関との連携を強化する等して被害抑制を図る。
②営農組織が先頭に立って有機農業を推進していく。
③ドローンを使った消毒作業やGPS機能のついた田植え機等、省力化、効率化を図る取り組みを行う。
⑧収穫、出荷、調製施設のさらなる充実と集約化を行う。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)					
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考	
認農	農業者A	水稻、蕎麦、野菜	9.44 ha	ha	水稻、蕎麦、野菜	9.44 ha	ha	農業者A		
認農	農業者B	水稻、大豆、野菜	2.83 ha	ha	水稻、大豆、野菜	2.83 ha	ha	農業者B		
利用者	農業者C	水稻	2.77 ha	ha	水稻	2.77 ha	ha	農業者C		
利用者	農業者D	水稻、蕎麦、野菜	2.66 ha	ha	水稻、蕎麦、野菜	2.66 ha	ha	農業者D		
認農	農業者E	水稻、野菜	2.45 ha	ha	水稻、野菜	2.45 ha	ha	農業者E		
利用者	農業者F	水稻、小豆、野菜	1.80 ha	ha	水稻、小豆、野菜	1.80 ha	ha	農業者F		
サ	農業者G	水稻、蕎麦	ha	1.70 ha	水稻、蕎麦	ha	1.70 ha	農業者G		
認農	農業者H	水稻、小豆、野菜	1.60 ha	ha	水稻、小豆、野菜	1.60 ha	ha	農業者H		
利用者	農業者I	水稻	1.19 ha	ha	水稻	1.19 ha	ha	農業者I		
利用者	農業者J	水稻	0.97 ha	ha	水稻	0.97 ha	ha	農業者J		
利用者	農業者K	水稻	0.91 ha	ha	水稻	0.91 ha	ha	農業者K		
利用者	農業者L	水稻	0.88 ha	ha	水稻	0.88 ha	ha	農業者L		
利用者	農業者M	水稻	0.76 ha	ha	水稻	0.76 ha	ha	農業者M		
利用者	農業者N	水稻、野菜	0.75 ha	ha	水稻、野菜	0.75 ha	ha	農業者N		
利用者	その他耕作者	水稻等	43.65 ha	ha	水稻等	43.65 ha	ha	耕作者あり		
計	14経営体		72.7 ha	1.70 ha		72.7 ha	1.70 ha			

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

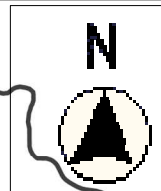
(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

大野



凡例

旧村ごと目標地図_大野

■ 貸付希望

■ A

■ C

■ E

■ G

■ I

■ K

■ M

■ 耕作者あり

■ 今後検討

■ B

■ D

■ F

■ H

■ J

■ L

■ N

取扱注意

本地図は、農業委員会の活動に資するために作成するものであり、当該活動以外での使用はしないこと。

本地図は、農地の位置関係を表すため農地台帳の情報に基づき作成したものであり、土地の境界等を確定するものではない。

縮尺 1 : 20000

